

西郷村告示第76号

平成26年第4回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成26年11月26日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成26年12月3日
2. 場 所 西郷村議会議事堂

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（17名）

1番	佐藤厚潮君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	欠 員	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤 功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成26年第4回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成26年12月3日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第82号 西郷村定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例
- 日程第 4 議案第83号 西郷村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第84号 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第85号 社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為新田橋上部工工事請負変更契約について
- 日程第 7 議案第86号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場進入道路工事（第2工区）請負契約について
- 日程第 8 議案第87号 平成26年度西郷村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第88号 平成26年度西郷村墓地特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第89号 平成26年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第90号 平成26年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第91号 平成26年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第92号 平成26年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第93号 平成26年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 例月出納検査結果報告
- 追加日程第1 発議第10号 西郷村ごはんおかわりもう一杯条例の制定について
- 追加日程第2 発議第11号 西郷村地酒で乾杯を推進する条例の制定について

・出席議員（17名）

1番	佐藤厚潮君	2番	真船正晃君	3番	南館かつえ君
4番	藤田節夫君	5番	金田裕二君	6番	仁平喜代治君
7番	秋山和男君	8番	欠員	9番	小林重夫君
10番	白岩征治君	11番	矢吹利夫君	12番	上田秀人君
13番	高木信嘉君	14番	後藤功君	15番	佐藤富男君
16番	室井清男君	17番	大石雪雄君	18番	鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開会と開議の宣告

- 議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回西郷村議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。
先月までの議長行動表、例月出納検査結果報告書、入札結果報告書、西郷村温泉健康センター指定管理業務報告書及び平成27年西郷村議会定例会会期日程（案）をそれぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、一般質問の通告ではありますが、本日正午締め切りですので、ご留意願います。
次に、請願、陳情等につきましては、ございませんでした。
なお、要望書が提出されておりますので、議会運営委員会の協議結果に従い、写しを配付いたします。
次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長及び各担当課長が出席をしております。
それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に12番上田秀人君、13番高木信嘉君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、12月1日開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付しました日程のとおり答申がございました。
おはかりいたします。
本定例会は、本日より12月12日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日より12月12日までの10日間と決定しました。

◎議案の上程（議案第82号～議案第93号）

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第82号より日程第14、議案第93号までの議案12件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

- 議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。
村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成26年第4回西郷村議会定例会の開催に当たり、提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしますのは、議案第82号「西郷村定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例」のほか、条例の一部改正が2件、工事請負契約、工事変更契約がそれぞれ1件、平成26年度補正予算が7件の計12議案でございます。

まず、議案第82号「西郷村定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例」についてであります。定住自立圏構想推進要綱に基づく白河市を中心市とする定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止について、議会の議決すべき事件とするため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第83号「西郷村税条例等の一部を改正する条例」についてであります。コンビニエンスストアにおける収納の開始に伴い、督促手数料の徴収に差異が生じていることから、督促状発布の際に徴収している督促手数料を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第84号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてであります。産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第85号「社会資本整備総合交付金事業平成25・26年度債務負担行為新田橋上部工工事請負変更契約について」は、工事内容の変更に伴い、工事請負契約の一部変更について、また議案第86号「除染対策事業平成26・27年度債務負担行為北部仮置場進入道路工事（第2工区）請負契約について」は、入札に付した請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第87号「平成26年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」につきましてご説明をいたします。

平成26年度西郷村一般会計補正予算（第5号）は歳入歳出総額に、歳入歳出それぞれ1億1,846万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を318億7,415万1,000円とするものでございます。

はじめに、主な歳入予算でございますが、まず村税につきましては、村民税を1億1,846万6,000円、固定資産税を700万円、それぞれ増額いたします。

次に、地方交付税につきましては、震災復興特別交付税を341万8,000円増額いたします。

次に、国庫支出金につきましては、主なものとして、まず国庫負担金として自立支援給付事業国庫負担金を485万3,000円、障がい児通所支援事業費負担金を102万3,000円それぞれ増額し、国庫補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を292万3,000円、福島再生加速化交付金を134万4,000円それぞれ増額いたします。

次に、県支出金につきましては、主なものとして、新たに県補助金として、観光力づくり支援事業補助金を242万8,000円、プロフェッショナル経営体創

出事業補助金を897万3,000円それぞれ計上いたし、また、福島県営農再開支援事業補助金を1,400万円増額し、福島県東日本大震災農業生産対策交付金を6,896万7,000円減額補正いたします。

続きまして、主な歳出補正予算についてでございますが、まず総務費につきましては、庁舎整備事業費5,076万円、福島県営農再開支援事業を1,400万円、社会保障・税番号制度システム整備事業費を625万円それぞれ増額補正し、福島県東日本大震災農業生産対策交付金を6,896万7,000円減額補正いたします。

民生費につきましては、社会保障・税番号制度に伴う、障がい・国保・年金・児童・介護・後期高齢の各システム整備事業費として合計1,131万5,000円。社会福祉費に係る各種扶助費として合計980万円をそれぞれ増額いたします。

農林水産業費につきましては、新たに実施する事業としてプロフェッショナル経営体創出事業補助金を1,193万円、米価下落対策事業補助金を1,000万円をそれぞれ計上するところでございます。

教育費につきましては、リフレッシュ支援事業を341万8,000円、中学生海外派遣研修補助金を117万3,000円それぞれ増額補正し、学校教材等充実事業として教師用指導書の購入費を新たに1,325万9,000円計上いたします。

続きまして、議案第88号から議案第93号までの各特別会計補正予算につきましては、それぞれの事業目的を達成すべく、所要の補正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第82号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第83号に対する細部説明を求めます。税務課長。
（税務課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第84号に対する細部説明を求めます。福祉課長。
（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第85号に対する細部説明を求めます。建設課長。
（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第86号に対する細部説明を求めます。放射能対策課長。

（放射能対策課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第87号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第88号に対する細部説明を求めます。住民生活課

長。

(住民生活課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、議案第89号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、議案第90号、議案第91号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。

(上下水道課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、議案第92号に対する細部説明を求めます。健康推進課長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 続いて、議案第93号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長(鈴木宏始君) 以上で細部説明が終わりました。

◎例月出納検査結果報告

○議長(鈴木宏始君) 次に、日程第15、13番高木信嘉君より監査の結果報告を求めます。

13番高木信嘉君。

○13番(高木信嘉君) 例月出納検査の結果につきましてご報告申し上げます。

平成26年8月期から10月期までの3カ月分の例月出納検査の結果につきまして、お手元に配付しました内容となつてございますので、ごらんいただきたいと思います。以上、ここにご報告申し上げます。

◎追加議案の一括上程(発議第10号及び発議第11号)

○議長(鈴木宏始君) ここで、発議2件が提出されました。

追加提案されました発議2件につきましては、日程第15の次に追加日程第1、発議第10号、追加日程第2、発議第11号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、発議2件につきましては、日程第15の次に追加日程第1及び追加日程第2とすることに決定しました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 資料を配付します。

暫時休憩します。

(午前10時41分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開します。

(午前10時42分)

○議長(鈴木宏始君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎発議第10号及び発議第11号の説明

○議長（鈴木宏始君） 発議第10号及び発議第11号に対する趣旨説明を求めます。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。

発議第10号について、趣旨説明を申し上げます。

提出者、金田裕二。

「西郷村ごはんおかわりもう一杯条例」制定について、上記議案を別紙のとおり西郷村議会第14条の規定により提出いたします。

提出の理由。

今般の米価の大幅な下落に伴い、原因の一端である需給の均衡とさらなる消費拡大を目指し、米作農家への対策や農業振興の一助となるよう、生産者や消費者が意識をしながら、推進されることを望み、本議案の提案趣旨に賛同し、提出することが適当と認める賛成議員と連署の上、提出いたします。

詳細にわたって、提案の趣旨を申し上げます。

今年度の米価の大幅な下落の要因の大半は200万トンを超す過剰在庫や、年間77万トンにも及ぶ輸入MA米などが要因とされますが、消費の減少も大きな要因の一つであります。昔は1人3俵食べたといいます。副食があまりなく、漬物で食べる時代だったころです。現在は1人当たり平均60キロを割ってしまいました。昔のように食べるとは言いませんが、一日におかわり1杯すれば、米の過剰在庫は減少し、需給のバランスがとれると言われております。

青森県の鶴田町では「朝ごはん条例」を制定しております。町民の健康のための条例で、子どものころから食文化の大切さや食育の推進、地場産品の地産地消、農業体験、生産者との交流などを通し、米文化を継承しております。

当村でも、子どもから大人まで、早寝早起きで朝ごはんをしっかりと食べる、ごはんを中心とした食生活への改善を推進し、肥満の少ない健康な村に取り組み、米消費拡大などの農業振興につなげるよう、村民みんなで取り組む「ごはんおかわりもう一杯条例」を制定しようとするものであります。

次に、条例の内容を申し上げます。

目的。第1条、この条例は西郷村で生産される米の消費拡大、農業や地場産業の振興、そして米の食文化の継承、食育の推進や健康促進を図ることを目的とする。

村の役割。第2条、村は、米食や前条の目的の普及促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

事業者の役割。第3条、米飯の提供飲食店や稲作農家は、「ごはんおかわりもう一杯運動」を普及するため、村や他の事業者等と互いに協力し、新たな商品開発などの6次化に努めるものとする。

村民の協力。第4条、村民は、第1条の目的と、その普及促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

次に、朝ごはん運動。第5条、村、事業者及び村民は、特に「朝ごはんは必ず食べ

よう」の運動の取り組みに努めるものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議の上、議決くださるようお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

次に、発議第11号、「西郷村地酒で乾杯を推進する条例」の制定について、上記の議案を別紙のとおり西郷村議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由としては、先ほどと同じでございます。

提案の趣旨を申し上げます。

今年度の米価の大幅な下落は生産農家に大打撃を与えました。200万トンを超す過剰在庫や、年間77万トンに及ぶ実情を無視した施策の輸入MA米、要因はいろいろありますが、消費が減ったのも一つの要因であります。米を原料とする日本酒については、日本酒造組合中央会のデータによると、40年前に比べ消費量は170万キロリットルから約3分の1の60万キロリットルに減り、酒蔵も3,200か所から1,700か所に半減しております。

もちろん、ビールをはじめ、焼酎やワイン、ウイスキーなど多様化して、ニーズの結果といえはそれまでですが、2013年に京都市で議員提案による「清酒の普及の促進に関する条例」を皮切りに、現在では50を超える自治体が、議員提案により制定されたと聞いております。

いわゆる乾杯条例は、行政によっては、内容は特徴がありまして、例えば北海道富良野市や山梨県甲府市では「ワインで乾杯条例」や、九州の各都市では「焼酎で乾杯条例」、茨城県笠間市や愛知県常滑市などは、地酒を特産の焼き物の器で乾杯しようという条例など、多種多様であります。

また、個人の嗜好を条例で決めるのは賛否があろうと思いますが、いずれも罰則規定は一切なく、日本文化や日本の伝統食の継承として、原料米の生産、果実酒などの原料の生産、6次化による新たな商品の開発や販売にも寄与できるものと考えています。京都をはじめ実施した行政体では需要が伸びたとの声も聞かれます。

いずれにしても、米消費拡大などの農業振興につなげるよう、生産者も、販売者、消費者、行政が常に意識して推進することが必要との判断から「西郷村地酒で乾杯を推進する条例」を制定しようとするものであります。

次に、条例の内容を申し上げます。

目的。第1条、この条例は、西郷村産や近隣の市町村で生産される清酒、果実酒その他の酒類（以下「地酒」という。）による乾杯の習慣を広めることにより、地酒の消費拡大や、農業や地場産業の振興、そして郷土愛、日本文化の理解や促進を図ることを目的とします。

村の役割。第2条、村は、地酒による乾杯とその普及促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

次に、事業者の役割。第3条、地酒や原料の生産事業者は、地酒による乾杯を普及するため、村や他の事業者と互いに協力し、商品開発などに努めるものとする。

村民の協力。第4条、村民は、村及び事業者が行う地酒による乾杯と、その普及の促進に関する取り組みに協力するよう努めるものとする。

次に、嗜好への配慮。第5条、村、事業者及び村民は、この条例に基づく取り組みを実施するに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議の上、議決くださるようお願いを申し上げ、議案提案趣旨の説明いたします。

○議長（鈴木宏始君） 発議第10号及び発議第11号の趣旨説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

